



よりあってほしいむべ 発達をゆたかに

乳幼児期から終末期まで

第1回 頼りあい、よりあいながら

はっとり けいこ
服部 敬子
京都発達研究会（代表）
京都府立大学

はじめまして。この春から、京都発達研究会としてリレー連載をさせていただくことになりました。テーマの「よりあってほしい」は「頼りあい、よりあい」の意味をこめています。乳幼児から成人・終末期まで、外界に魅力を感じ、働きかけ、自分にとって重要な人を選びとり、ときにたたかいつながりながら発達の自由を増やしていく過程を、研究会のメンバーがそれぞれの立場からつむいでいきます。

「平和の達成」がねがわれた「平成」元年（一九八九年）、国連では「子どもの権利条約」が採択されました。五年後にこの条約を批准した日本は、一九九八年に国連・子どもの権利委員会から、「高度に競争的な教育制度のストレス」と、「余暇、運動、休息の時間の

欠如」により、子どもたちが「発達上の障害」にさらされていること、自殺、不登校、学校の暴力、いじめが多いことに対する改善措置をとるよう勧告されました。

それから二〇年を経て、日本の子どもたちの状況はどう変化したでしょうか。「児童生徒の問題行動・不登校等」の調査結果（文科省、二〇一八年十月）によると、小学校での「暴力行為」の発生件数がこの四年間で三倍近く急増し、一五年前は中学校の一〇分の一以下だった小学校での発生件数が昨年度は中学校の件数を超えました。「いじめ」の認知件数も、低学年の増加率が高くなっています。

グローバルな競争社会を自己責任で生きぬく「将来」が強いられる政策の下、「〇〇までに」「今〇〇しておくべき／なければならぬ」という社会的な圧力が、多様性に不寛容な大人を増やし、子どもたちの意見表明権声に耳を傾けてもらおう（権利）を尊重するゆとりを奪っているのでは…と危惧しています。

京都発達研究会が設立された背景

民営化推進以前から民間保育園が大半を占めていた京都市では一九七八年に、「障害児の発達保障の面から」児童福祉施設への二重措置も含めた「多量的な措置」や、「障害児

保育に対する保育者としての専門的力量を高めるため、専門的知識や技能修得のための条件づくり」などの先駆的な課題が明記された「保育所における障害児保育について」（京都市民生局長）という通知が出されました。その後、京都市では委託事業として障害児保育に携わる「保育者の援助」を主目的とする障害児保育巡回相談が始まりました。

保育士配置基準の低さとあいまって、三歳児クラス後半から、「友だちとのトラブルが多い、集団の活動に入りにくい」子どもたちの保育の難しさが顕在化してきます。「三歳児健診で何も言われなかった」家では気にならない」という保護者と、保育者との共通理解が得にくいとの声も聞かれます。しかし、両者の見方は対立するものではなく、「親しい人と、慣れた場面では『〜して〜する』という見通しのある行動ができる」「個別にわかりやすく伝えられればとひくめる」力はあ

るのだけれども、「何に注意（注目）すればよいのか」をみずから考え、周りの状況や他者の気持ちを考え合わせて、「〜だから〜する／ほつがよい」という判断をすることがまだ難しい、という発達のなとらえ方ができると思います。つまり、三歳児健診で確認される発達の「次」の段階の質が集団保育の場面

で問題になってくるということです。とはいえ、保育する立場からこのような説明を行うことは難しく、伝え方によっては保護者との信頼関係を崩してしまう恐れもあります。

そこで、園が対象児を「選び」、保護者に「問題」を伝えるという保育士の心理的負担を軽減し、「障害の発見」ではなく「子育て支援」として発達相談を行いたい、という思いを、当時、龍谷大学教授であった田中昌人・田中杉恵両先生に相談をしたところ、そうした要望を実現する方向で研究会を組織してはどうか、という提案をいただきました。発達相談に関わる専門職、研究者、大学院生の協力により、一歳児と五歳児の全保護者の同意を得て、科学的、実践的な根拠にもとづく納得をもとに、子どもの発達の見方や課題を共有していく試みを一園で始めました。

現在は、保護者同席のもとで発達検査を行い、全職員参加の事例検討会を二か園（一歳児と四歳児）で重ねてきています。他の研究団体ともゆるやかにつながり、乳幼児、学童、思春期の各部会で学習会等の企画を行っています。高齢者部会そのため「セカンド・ステップ部会」は、退職後のよりあいを楽しみながら約300名の会員へのニュース発送などで運営を支えてくださっています。